

石川県介護サービス情報の公表実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の35の規定に基づき、介護サービス内容及び介護サービスを提供する事業者又は施設の運営状況に関する情報であって、介護サービスを利用し、又は利用しようとする要介護者等が適切かつ円滑に介護サービスを利用する機会を確保するために公表されることが必要なもの（以下「介護サービス情報」という。）の公表について、必要な事項を定めることを目的とする。

(制度の趣旨)

第2条 介護サービス情報の公表は、介護サービスの利用にあたり、介護保険制度の基本理念である「高齢者の自立支援」、「利用者本位」、「利用者による選択（自己決定）」を実現するための仕組みとして、法に基づく指定又は許可を受けた介護サービス事業者が、自らの責任において介護サービス情報を公表し、利用者が当該情報を活用しながら主体的に介護サービス事業者を選択するための環境整備を行うものである。

(介護サービス情報公表事務)

第3条 介護サービス情報の公表事務は、県が行うものとする。

(介護サービス情報の公表に係る調査事務)

第4条 介護サービス情報の公表に係る調査事務は、知事が当該調査事務を適切に実施できると認めて指定した者（以下「指定調査機関」という。）が行うものとする。

2 指定調査機関の要件及び申請手続等については、別に定めるところによる。

(調査員養成)

第5条 介護サービス情報の公表に係る調査員養成は、知事が当該調査員養成を適切に実施できると認めて指定した者（以下「指定調査員養成研修機関」という。）が行うものとする。

2 指定調査員養成研修機関の要件及び申請手続については、別に定めるところによる。

(対象となる事業者及び介護サービス)

第6条 介護サービス情報の公表の対象となる事業者は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）第140条の43第1項に規定する介護サービスの指定又は許可を受けている事業者及び新たに当該サービスの提供を開始しようとする事業者（以下「事業者」という。）とする。

2 介護サービス情報の公表の対象となる介護サービスは、別表1に定める介護サービスで、第9条第3項に規定する計画の基準日前（以下「基準日前」という。）の1年

間において、介護報酬（利用者負担を含む。以下同じ。）の支払いを受けた金額が100万円を超える介護サービスとする。また、第9条第4項に定める計画の期間内に新たに指定又は許可を受けようとする介護サービス（以下「新規サービス」という。）については、介護サービス情報に関する調査を免除する。

- 3 前項の規定にかかわらず、新規サービスを行う事業者が介護サービス情報の報告、調査及び公表を希望する場合はこれを妨げないものとする。
- 4 第2項の規定にかかわらず、基準日前の1年間の介護報酬の支払いを受けた金額が100万円以下の介護サービスを提供する事業者が、介護サービス情報の報告、調査及び公表を希望する場合はこれを妨げないものとする。

（介護サービス情報の具体的内容）

第7条 介護サービス情報の具体的内容は次のとおりとする。

- (1) 法第115条の35第1項の規定に基づいて、省令第140条の45に規定する別表1及び別表2に掲げる項目に関する具体的内容は、それぞれ、省令別表1基本情報及び別表2運営情報のとおりとする。
- (2) 法第115条の44に規定する介護サービスの質及び介護サービスに従事する従業者に関する情報（以下、「任意報告情報」という。）については、省令第140条の62の2に基づき知事が定めるものとする。

（介護サービス情報の公表の頻度）

第8条 介護サービス情報の公表の頻度は年1回とする。

（介護サービス情報の公表にかかる報告計画、調査計画及び公表計画）

第9条 知事は、介護サービス情報の公表に係る報告計画、調査計画及び公表計画を一体の計画（以下「計画」という。）として策定し、公表するものとする。

- 2 知事は、前項の計画を定めたときは、指定調査機関に対して計画を通知するものとする。
- 3 計画の基準日は、1月1日とする。
- 4 計画の期間は、4月1日から3月31日までの1年間とする。
- 5 県は、調査を行う事業者、事業者ごとに調査を行う指定調査機関及び調査を行う月を、次により決定するものとする。
 - (1) 県は、国民健康保険団体連合会から事業者等の情報を入手し、公表の対象事業者及び介護サービスを把握するものとする。
 - (2) 県は、第11条第1項の規定に基づき、調査を行う事業者を選定する。
 - (3) 県は、事業者に対し、調査を担当する指定調査機関についての希望調査を行ったうえで、当該指定調査機関の調査可能な介護サービスの種類、調査実施可能件数、調査員数を勘案して、公表の対象となる介護サービス（新規サービスを除く。）ごとに指定調査機関及び調査を行う月を定めるものとする。
 - (4) 県は、事業者に対し、公表の対象となる介護サービス（新規サービスを除く。）

ごとに指定調査機関及び調査を行う月を通知するものとする。ただし、通知後に事業者からの申し出等により、指定調査機関等の変更について、正当な理由があると認められる場合は、計画の変更について配慮するよう努めるものとする。

6 指定調査機関は、調査日程について、事業者と調整することとする。

(介護サービス情報の報告及び受理)

第10条 事業者は、計画に基づき県に対し、介護サービス情報を報告するものとする。ただし、新規サービスを行う事業者は、当該介護サービスの提供を開始しようとする日（新規の保険医療機関等のみならず指定介護サービスにあっては、現に当該介護サービスの提供を開始しようとする日）までに、県に対し、介護サービス情報を報告するものとする。

2 同一の事業者が、別表1に定める各区分において2つ以上の介護サービスを一体的に運営している場合は、報告については一体的に行うものとする。

3 県は、事業者から報告される介護サービス情報について未記入事項がないこと等を確認し受理するものとする。

4 県は、第1項に規定する報告を受理した後、適正に管理するものとする。

(調査の実施等)

第11条 公表対象事業所(当該年度に指定又は指定を受けようとするものを除く。)であって、次の(1)から(5)のいずれかに該当するものについて、調査を行う。

(1) 新規指定から2年目の場合

(指定又は許可を受けた年度における介護報酬の支払いを受けた金額が100万円以下の事業所については、介護報酬の支払いを受けた金額が100万円を越えた最初の年度の翌年度に調査を行うこととする。)

(2) 調査の希望があった場合

(3) 報告内容に虚偽が疑われる場合

(4) 公表内容について、利用者等から通報があった場合

(5) その他、知事が必要と認める場合

2 調査項目は、介護サービス情報に係る項目のうち知事が必要と認める項目とする。

3 県は、事業者から受理した報告の内容を、速やかに調査を担当する指定調査機関に通知するものとする。

4 指定調査機関は、県から前項に規定する通知を受けた後、計画に基づき、調査項目について訪問調査を実施するものとする。ただし、省令第140条の51の規定に基づき、知事が、訪問調査以外の方法により適正な調査が実施できると判断した場合には、オンライン会議システムを活用する等、知事が指示する方法によって行うことが出来るものとする。なお、別表1に定める区分内において一体的に運営されているサービスについては、主たるサービスの調査をもって従たるサービスの調査を行ったものとみなす。

5 前項に規定する調査は、次により行うものとする。

- (1) 調査は、調査員 1 人以上で実施するものとする。
 - (2) 1 日に調査する介護サービスは、調査に要する時間等を考慮し、原則として、別表 1 に定める区分で 3 区分までとする。
 - (3) 事業者があらかじめ記入した介護サービス情報に基づいて、調査を行い、調査結果を決定するものとする。
 - (4) 調査員は、調査を終了するに当たり、調査結果を事業者に報告するとともに、事実誤認がないことについて同意を得るものとする。
- 6 調査員は、調査終了後速やかに、調査結果を指定調査機関に報告するものとし、指定調査機関は、調査結果を県に報告するものとする。

(介護サービス情報の公表等)

第 1 2 条 県は、事業者から報告を受けた後、当該報告の内容を公表するものとする。ただし、県が当該報告を受けた後に調査を行った項目は、当該調査の結果を公表することをもって、当該報告の内容を公表したものとする。

(公表した介護サービス情報の修正)

第 1 3 条 公表した介護サービス情報に修正が必要であると認めるときは、事業者は、速やかに県に対して報告するものとする。ただし、調査を行った項目は除く。

2 県は、前項に規定する報告を受理したときは、速やかに公表した介護サービス情報を修正するものとする。

(公表した介護サービス情報に対する苦情等の受付)

第 1 4 条 県及び指定調査機関は、公表した介護サービス情報に関して、利用者及び事業者等からの苦情等への対応窓口を設けるものとする。

2 県は、公表した介護サービス情報に対する苦情等について、必要に応じて事業者に対し照会、調査を行うものとする。

3 県及び指定調査機関は、それぞれ、苦情等の対応経過を記録するものとする。

(処分・行政指導に関する情報公表)

第 1 5 条 県は、事業者を処分し、法第 7 6 条の 2 第 4 項及び第 7 8 条に基づく公示をする際は、介護サービス情報公表システムにおいて公表できるものとする。

2 県は、法第 7 6 条の 2 第 2 項における行政指導の勧告に従わなかった事業者を法に基づき公表する際は、介護サービス情報公表システムにおいて公表できるものとする。

(有料老人ホームに関する情報公表)

第 1 6 条 県は、有料老人ホームに関する情報について、老人福祉法（昭和 3 8 年法律第 1 3 3 号）第 2 9 条第 1 1 項に基づく報告があり、同第 1 2 項に基づき公表する場合は、介護サービス情報公表システムにおいて公表できるものとする。

附 則

この要綱は平成18年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成20年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成21年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成24年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成25年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成28年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成30年8月8日から施行する。

附 則

この要綱は平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和3年9月9日から施行する。

別表 1

対象介護サービス一覧（一体的な報告・調査を行うサービス区分）

区分	介護サービス
1	<u>訪問介護</u> ＋夜間対応型訪問介護
2	<u>訪問入浴介護</u> （予防を含む）
3	<u>訪問看護</u> （予防を含む）
4	<u>訪問リハビリテーション</u> （予防を含む）
5	<u>通所介護</u> ＋地域密着型通所介護＋認知症対応型通所介護（予防を含む）＋指定療養通所介護
6	<u>通所リハビリテーション</u> （予防含む）＋指定療養通所介護
7	<u>特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム）</u> （予防を含む）＋特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム（外部サービス利用型））（予防を含む）＋地域密着型特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム）
8	<u>特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム）</u> （予防を含む）＋特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム（外部サービス利用型））（予防を含む）＋地域密着型特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム）
9	<u>特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅））</u> （予防を含む）＋特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅（外部サービス利用型）））（予防を含む）＋地域密着型特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅））
10	<u>福祉用具貸与</u> （予防を含む）＋特定福祉用具販売（予防を含む）
11	<u>定期巡回・随時対応型訪問介護看護</u>
12	<u>小規模多機能型居宅介護</u> （予防を含む）
13	<u>認知症対応型共同生活介護</u> （予防を含む）
14	<u>看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）</u>
15	<u>居宅介護支援</u>
16	<u>介護老人福祉施設</u> ＋短期入所生活介護（予防を含む）＋地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
17	<u>介護老人保健施設</u> ＋短期入所療養介護（介護老人保健施設）（予防を含む）
18	<u>介護医療院</u> ＋短期入所療養介護（介護医療院）（予防を含む）
19	<u>介護療養型医療施設</u> ＋短期入所療養介護（介護療養型医療施設）（予防を含む）

※ 各区分内において、二つ以上の介護サービスを一体的に運営している場合には、各区分内における介護サービスの公表内容の多くが共通であることから、一体的に報告を実施するものとする。

※ 下線部は主たるサービス。報告・調査の対象に主たるサービスが含まれない場合には、介護報酬の支払いを受けた金額が最も大きいサービスを主たるサービスとみなす。

※ 指定があったものとみなされた日から起算して1年を経過しない者によって行われる訪問看護等については、情報の公表の対象サービスとしない。